

1社随意契約する理由

業 務 名	岩船保育園大規模改修工事設計書 単価等修正業務委託
1 社随意契約する理由	村上市財務規則第133条第3項第2号の規定による 平成30年度に下記業者が作成した設計書の修正であり、工期の短縮や経費の節減などの効果が期待できることから、上記規定の「その性質又は目的が競争入札に適しない」ため下記業者と1社随意契約を取り交わすものです。
随意契約の相手方	有限会社 アド建築設計事務所 代表取締役 佐藤 行正